



栃木県公報

平成30年
3月6日(火)
第2966号

目次

告示

○家畜伝染病予防法第5条第1項の規定による命令	131
○道路の区域の変更	136
○道路の供用開始	137
○建築基準法による道路の指定	137

公告

○公共測量の終了	138
----------	-----

告示

栃木県告示第93号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の所有者に対し当該家畜について家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項の規定により次のとおり公示する。

平成30年3月6日

栃木県知事 福田 富一

I

1 実施の目的

ブルセラ病、結核病及びヨーネ病発生予防のため

2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
- (2) 前号の牛と同一施設内で飼育している牛
- (3) 所轄家畜保健衛生所長が必要と認める牛

3 検査の方法

(1) ブルセラ病

- ア 急速凝集反応法
- イ 酵素免疫測定法（エライザ法）
- ウ 剖検、病理組織検査及び細菌検査（ブルセラ病の疑似患畜について行う）
- エ 疫学的検査
- オ 臨床検査
- カ その他必要な検査

(2) 結核病

- ア ツベルクリン検査（皮内注射法）
- イ 剖検、病理組織検査並びに細菌検査又は組織検体の遺伝子検査（結核病の疑似患畜について行う）
- ウ 疫学的検査
- エ 臨床検査
- オ その他必要な検査

(3) ヨーネ病

- ア 予備的抗体検出法（スクリーニング法）
- イ 遺伝子検査（リアルタイムPCR検査）
- ウ 疫学的検査

- エ 臨床検査
- オ その他必要な検査

4 実施する区域及び期間

区	域	期 間
宇 都 宮 市	上籠谷町、上桑島町、下ヶ橋町、古田町	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで
鹿 沼 市	西鹿沼町、見野、武子、酒野谷、下日向、下沢、引田、野尻、口栗野、中粕尾、久野	
矢 板 市	長井2786-2、2799	
益 子 町	山本、大沢	
茂 木 町	鮎田	
市 貝 町	市塙、上根、石下、笹原田	
芳 賀 町	祖母井、下高根沢、東水沼、西水沼、東高橋	
塩 谷 町	玉生、田所	
高 根 沢 町	花岡、大谷	
栃 木 市	園部町、柏倉町、大平町横堀、都賀町富張、都賀町大柿	
佐 野 市	馬門町、村上町	
下 野 市	上古山、国分寺	
壬 生 町	壬生甲、壬生乙、藤井	
野 木 町	南赤塚	
大 田 原 市	実取、滝沢、宇田川、佐久山、藤沢、大神、福原	
那須塩原市	木綿畑、小結、嶋内、高林、東原、箕輪、箭坪、湯宮、石林、上赤田、北赤田、関根、千本松(298のみ)、太夫塚、槻沢、西赤田、西富山、西三島、東関根、三島	
那須烏山市	小倉、宇井、八ヶ代、福岡	
那 須 町	寺子乙、豊原丙、漆塚	
那 珂 川 町	芳井、浄法寺	

5 その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

II

1 実施の目的

ブルセラ病、結核病及びヨーネ病発生予防のため

2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
- (2) 所轄家畜保健衛生所長が必要と認める牛

3 検査の方法

(1) ブルセラ病

- ア 急速凝集反応法
- イ 酵素免疫測定法(エライザ法)
- ウ 剖検、病理組織検査及び細菌検査(ブルセラ病の疑似患畜について行う)
- エ 疫学的検査
- オ 臨床検査

カ その他必要な検査

(2) 結核病

ア ツベルクリン検査（皮内注射法）

イ 剖検、病理組織検査並びに細菌検査又は組織検体の遺伝子検査（結核病の疑似患畜について行う）

ウ 疫学的検査

エ 臨床検査

オ その他必要な検査

(3) ヨーネ病

ア 予備的抗体検出法（スクリーニング法）

イ 遺伝子検査（リアルタイムPCR検査）

ウ 疫学的検査

エ 臨床検査

オ その他必要な検査

4 実施する区域及び期間

区 域	期 間
県 内 全 域	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで

5 その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

Ⅲ

1 実施の目的

ヨーネ病発生予防のため

2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

(1) 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛

(2) 所轄家畜保健衛生所長が必要と認める牛

3 検査の方法

(1) 予備的抗体検出法（スクリーニング法）

(2) 遺伝子検査（リアルタイムPCR検査）

(3) 疫学的検査

(4) 臨床検査

(5) その他必要な検査

4 実施する区域及び期間

区 域	期 間
宇 都 宮 市 屋板町、柳田町	平成30年4月1日から
鹿 沼 市 見野、栃窪、下沢、引田、板荷、下久我、下粕尾、中粕尾、下永野、久野、北半田	
矢 板 市 乙畑	
益 子 町 長堤、小泉	
茂 木 町 小井戸	
市 貝 町 石下	
芳 賀 町 稲毛田、下高根沢	
塩 谷 町 原萩野目、金枝、飯岡、鳥羽新田、大宮、田所、大久保、肘内、上平	

高根沢町	上高根沢、上柏崎、大谷	平成31年3月31日まで
栃木市	城内町、樋ノ口町、宮町	
佐野市	高山町、村上町	
下野市	上古山、国分寺	
那須塩原市	青木1628、上中野264、百村3610、太夫塚5-233-8、箭坪324	
那須烏山市	全域	
那須町	大島1854	
那珂川町	全域	

- 5 その他
 実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

IV

- 1 実施の目的
 ヨーネ病発生予防のため
- 2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
- (1) 放牧場に放牧予定の乳用牛
 - (2) 放牧場で飼育されている乳用牛
 - (3) 所轄家畜保健衛生所長が必要と認める牛
- 3 検査の方法
- (1) 予備的抗体検出法（スクリーニング法）
 - (2) ヨーニン検査
 - (3) 遺伝子検査（リアルタイムPCR検査）
 - (4) 疫学的検査
 - (5) 臨床検査
 - (6) その他必要な検査
- 4 実施する区域及び期間

区 域	期 間
県 内 全 域	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで

- 5 その他
 実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

V

- 1 実施の目的
 伝達性海綿状脳症発生予防のため
- 2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律70号）第6条第1項に基づく届出の対象となる牛であつて、所轄家畜保健衛生所長が必要と認める牛
- 3 検査の方法
 酵素免疫測定法（エライザ法）
- 4 実施する区域及び期間

区 域	期 間
県 内 全 域	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで

5 その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

VI

1 実施の目的

牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱発生予察のため

2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で飼育されている牛（未越夏牛とし、原則として最終の採血が終了するまでワクチン接種を行わない牛）を対象に、地理的・自然的条件を考慮して、家畜保健衛生所長が選定した牛

3 検査の方法

- (1) 血清学的検査（中和試験）
- (2) 疫学的検査
- (3) 臨床検査

4 実施する区域及び期間

区 域	期 間
県 内 全 域	原則として、平成30年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬

5 その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

VII

1 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ発生予察のため

2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 対象となる家畜の種類
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥
- (2) 範囲
県内において、上記(1)の家畜を合わせて100羽以上又はだちょうを10羽以上飼養している農場のうち、家畜保健衛生所長が選定した農場

3 検査の方法

- (1) 臨床検査
- (2) 酵素免疫測定法（エライザ法）
- (3) 血清学的検査（寒天ゲル内沈降反応）
- (4) ウイルス分離検査
- (5) その他必要な検査

4 実施する区域及び期間

区 域	期 間
県 内 全 域	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで

5 その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

VIII

1 実施の目的

家きんサルモネラ感染症（サルモネラ・エンテリカ（血清型がガリナルムであるものであって、生物型がプロラムに限る。）発生予防のため

2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第2条第3項の規定による種鶏業者が飼育している鶏

3 検査の方法

- (1) 急速凝集反応法
- (2) 疫学的検査
- (3) 臨床検査

4 実施する区域及び期間

区 域	期 間
県 内 全 域	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで

5 その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

IX

1 実施の目的

腐蛆病発生予防のため

2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内に飼育されている蜜蜂であって、所轄家畜保健衛生所長が必要と認める蜜蜂

3 検査の方法

- (1) 肉眼的検査
- (2) 脱脂粉乳による試験
- (3) 細菌学的検査

4 実施する区域及び期間

区 域	期 間
県 内 全 域	平成30年5月1日から 同年11月30日まで

5 その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

(畜産振興課)

栃木県告示第94号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成30年3月6日から同年4月4日まで一般の縦覧に供する。

平成30年3月6日

栃木県知事 福 田 富 一

I

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 岩舟小山線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
310	前	栃木市大平町西水代字加藤西2808-1 から 栃木市大平町西水代字西新田2809-1 まで	10.0 ~ 13.7	58.2	
	後	栃木市大平町西水代字加藤西2808-1 から 栃木市大平町西水代字西新田2809-1 まで	11.4 ~ 14.2	58.2	

II

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 岩舟小山線
道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
310	前	栃木市大平町西水代1832から 栃木市大平町西水代1828-1まで	13.0～21.3	31.8	
	後	栃木市大平町西水代1832から 栃木市大平町西水代1828-1まで	13.1～21.6	31.8	

栃木県告示第95号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成30年3月6日から同年4月4日まで一般の縦覧に供する。

平成30年3月6日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
310	主 要 地 方 道 岩 舟 小 山 線	栃木市大平町西水代1835-5から 栃木市大平町西水代1054まで	平成30年3月6日

(道路保全課)

栃木県告示第96号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第4号の規定により次のとおり道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

なお、その関係図書は、所管の土木事務所に備え、縦覧に供する。

平成30年3月6日

栃木県知事 福 田 富 一

道 路 の 種 類	道 路 の 位 置	道路の延長 及び幅員	指 定 年 月 日	所 管 の 土 木 事 務 所
法第42条第1項第4号の規定による道路	下野市小金井字テシコ1811-2の一部、笹原字稲荷廻175-1、165、166、167-1、168-3、168-1、169-1、171-2、170-2、152-1、151-1、151-2、150-4、150-1、181、215-4、215-6、214-36、214-35、214-32、214-8、214-28、214-7、214-53、214-52、214-6、214-50、214-5、214-4、214-3、214-1、213-2、213-1、213-18、213-13、213-9、213-3、209-9、212-11、212-4、212-9、175-1地先、167-1地先、170-2地先、150-1地先、215-6地先、214-7地先の各一部、213-8、214-30、笹原字東浦237-1、236-1、235-1、234-1、236-1地先の各一部、笹原字西毘沙門321、320、321地先の各一部、小金井字道金林1336-13、1336-12、1336-1、1336-10、1336-14、1336-30、1334-1、1333-13、1333-5、1333-7、1336-12地先、1336-10地先の各一部	延長870m 幅員17.90m ～26.00m	平成30年 2月27日	栃 木 土 木 事 務 所

(建築課)

公 告

○公共測量の終了

平成29年8月4日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、鹿沼市長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成30年3月6日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類
公共測量（数値地形図データ作成）
- 2 作業地域
鹿沼市都市計画区域内
- 3 作業期間
平成29年7月21日から平成30年2月14日まで

(監理課)